

会議録・令和7年6月19日第2回定例会（第4日目）

1. 招集の年月日 令和7年6月4日

2. 招集の場所 明和町議会議場

3. 開 会 6月19日 午前9時00分 議長宣告

4. 応招議員 14名

1番 江 京 子

2番 田 邊 ひとみ

3番 北 岡 泰

4番 中 井 啓 悟

5番 瀬 田 萌

6番 綿 民 和 子

7番 奥 山 幸 洋

8番 新 開 晶 子

9番 松 本 忍

10番 山 本 章

11番 宇 田 雅 行

12番 高 橋 浩 司

13番 下 井 清 史

14番 辻 井 成 人

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員

14名

7. 欠席議員

なし

8. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 松 井 友 吾

議会書記 山 本 歩 美 田 所 和 幸

9. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 下 村 由美子 副 町 長 高 木 謙 治

教 育 長 下 村 良 次 総 務 課 長 朝 倉 正 浩

防災安全課長 荒 木 隆 伯 税 務 課 長 西 尾 仁 志

まちづくり戦略課 中 井 清 央 斎宮跡・文化観光課長 森 下 純

会計管理者（兼）会計課長	椿	ゆかり	産業振興課長	肥留間	誠
建設課長	西	尾直伸	こども課長	家	城和司
福祉総合支援課長	稲	浦満	住民ほけん課長	日	置加奈子
生活環境課長	丹	合信隆	教育課長	西	村正樹
小学校区編制推進室長	中	瀬基司			

10. 会議録署名議員

12番 高橋 浩司

13番 下井 清史

11. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 同意第16号 教育委員会委員の任命同意について
- 日程第3 承認第1号 専決処分した事件の承認について
明和町税条例の一部を改正する条例
- 日程第4 承認第2号 専決処分した事件の承認について
明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 報告第1号 令和6年度明和町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第6 報告第2号 令和6年度明和町一般会計継続費繰越計算書
- 日程第7 報告第3号 令和6年度明和町一般会計事故繰越し繰越計算書
- 日程第8 報告第4号 令和6年度明和町斎宮跡保存事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第9 報告第5号 令和6年度明和町水道事業会計予算繰越計算書
- 日程第10 報告第6号 令和6年度明和町下水道事業会計予算繰越計算書
- 日程第11 議案第38号 松阪地区広域消防組合規約の変更に関する協議について
- 日程第12 議案第39号 松阪地区広域衛生組合規約の変更に関する協議について
- 日程第13 議案第40号 明和町監査委員条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第41号 明和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一

部を改正する条例

日程第15 議案第42号 明和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第16 議案第43号 明和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第17 議案第44号 明和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第18 議案第45号 明和町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第19 議案第46号 明和町公共下水道条例の一部を改正する条例

日程第20 議案第47号 令和7年度 教総－12 学校運営費事業
小中学校学習用端末購入請負契約

日程第21 議案第48号 令和7年度明和町一般会計補正予算（第1号）

(午前 9 時 00分)

◎開会の宣告

○議長（辻井 成人） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第2回明和町議会定例会第4日目の会議を開会します。

なお、上下水道課長から所要のため本日の会議を欠席する旨の連絡を受けております。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願いします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（辻井 成人） 日程第1 「会議録署名議員の指名」については、会議規則第126条の規定により、議長から指名します。

12番 高 橋 浩 司 議員

13番 下 井 清 史 議員

の両名を指名いたします。

◎同意第16号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第2 同意第16号 教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 下村 由美子 登壇）

○町長（下村 由美子） おはようございます。

ただいま上程されました同意第16号 教育委員会委員の任命同意につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

このたび、野口和宏氏の教育委員会委員の任期が満了になります。これまで野口氏は、教育委員として大変ご活躍され、その功績も大きく、引き続き教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） これから同意第16号 教育委員会委員の任命同意についてを採決します。

同意第16号について、これに同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、同意第16号は同意することに決定しました。

◎承認第1号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第3 承認第1号 専決処分した事件の承認について 明和町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 高木 謙治 登壇）

○副町長（高木 謙治） ただいま上程されました承認第1号 専決処分した事件の承認について 明和町税条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布、施行に伴い、本条例の一部改正を専決処分させていただいたものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（西尾 仁志） それでは、税務課からは、専決処分をさせていただきます明和町税条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

まず、タブレットの定例会の資料3-1-1ページ、サムネイル8をご覧ください。いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、こちらの概要でご説明を申し上げます。なお、3-1-3から15までにつきましては新旧対照表でございしますが、この3-1-3、サムネイル8の概要によりご説明を申し上げます。

まず、1の改正理由につきましては、地方税法の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第

119号) が令和 7 年 3 月 31 日に公布され、原則として同年 4 月 1 日から施行されることに伴うものでございます。

次に、2 の概要を説明申し上げます。

(1) の公示送達につきましては、現在、役場玄関前の掲示板に公示をするのみでございますが、省令の改正に伴い、インターネットを用いて不特定多数の方が閲覧可能な状態にできるための措置を示した省令の改正の見直しに伴い対応する規定を定めるものでございます。

次の(2)の行政手続における特定個人を識別するための番号とは、マイナンバーカードに関するものでございますが、法律の改正により地方税法等に反映をするものでございます。

で、(3)の道路交通法の改正によるマイナンバーカードと運転免許証の一体化に伴い、身体障害者等の方々に対する種別割の減免に関するものでございます。

で、次に、町民税でございますけれども、こちらの(4)及び(5)の所得控除につきましては、一時、ニュース等でも報道されておりましたが、消費者物価の高騰への動向を踏まえて、課税所得制限を103万円から123万円に改正するものでございまして、地方税法等に影響のある部分を反映したものでございます。

また、(4)の特定親族とは、居住と生計が同一の18から23歳未満の親族であり、配偶者を除くものでございます。

で、次の(6)の軽自動車税につきましては、今年の11月から新たな排ガス規制により、既存の50cc以下の原付の生産が終了され、125cc以下の二輪車を原付扱いとするものでございます。

で、次の(7)の固定資産税附則関係につきましては、特定マンションに係る特例の改正で、この特定マンションとは、新築から20年以上経過し、総戸数が10戸以上で、令和 5 年 4 月 1 日から 9 年 3 月 31 日までに長寿命化工事を完了するといった全ての条件を満たす建物でございます。で、こちらの場合、申告

書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合につきましては、特例を適用することができるといったものの規定の新設でございます。

で、次の（８）につきましては、地方税法の改正に合わせ、平成28年熊本地震と広島市を中心とした平成30年の７月豪雨について、災害の影響が落ち着いてきましたことから特例の規定を削除し、令和２年７月豪雨、これは熊本県の河川の氾濫に係る固定資産税の特例の条ずれを反映するものでございます。

次のページ、３－１－２の（９）のたばこ税関係につきましては、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例の新設に伴う規定でございまして、加熱式たばこが、１箱当たりの換算から１本当たりの重量での換算に変更されることになったものでございます。

で、最後の３の施行期日につきましては、令和７年４月１日に施行するもののほか、所要の経過措置を設け、公布の日から順次適用いたします。

説明は以上でございますけれども、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 詳細の説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ないようですので、これで承認第１号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから承認第１号 専決処分した事件の承認について 明和町税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

承認第１号について、原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタン

を、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） なしと認めます。

これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、承認第1号 専決処分した事件の承認については承認することに決定しました。

◎承認第2号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第4 承認第2号 専決処分した事件の承認について 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 高木 謙治 登壇）

○副町長（高木 謙治） ただいま上程されました承認第2号 専決処分した事件の承認について 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布、施行に伴い、本条例の一部改正を専決処分させていただいたものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求め

ます。

税務課長。

○税務課長（西尾 仁志） それでは、専決処分をさせていただきました明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、概要の説明を申し上げます。

定例会資料の3－1－16、サムネイルが23でございます。ちなみに、24につきましては新旧対照表でございますので、サムネイル23のこちらの条例の概要でご説明を申し上げます。

まず、1番の改正理由につきましては、税条例につきましては地方税法の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）が令和7年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、当該条例等の一部を改正するものでございます。

2番の概要につきましては、（1）といたしまして国民健康保険税の軽減措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し及び課税限度額を引き上げるものでございまして、こちらは国が定める軽減判定の基準所得を下回る世帯につきましては、国民健康保険税の均等割額と平等割額が減額されることから、令和7年度より5割軽減と2割軽減の軽減判定基準が変更となりました。で、こちらのうちの5割減額対象被保険者等につきましては、29万5,000円から30万5,000円として1万円の増で、2割減額対象被保険者等につきましては、54万5,000円から56万円と1万5,000円の増加となりました。

で、3番の施行期日でございますけれども、こちらの（1）この条例は令和7年4月1日から施行します。

（2）といたしまして、この条例の明和町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以降の年度分の国民健康保険税について適用するものでございまして、令和6年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるものといたします。

説明は以上でございますが、ご審議の上、お認めいただきますようよろしく

お願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 詳細の説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで承認第2号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分した事件の承認について 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

承認第2号について、原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） なしと認めます。

賛成全員です。

したがって、承認第2号 専決処分した事件の承認については承認することに決定しました。

◎報告第1号の報告

○議長（辻井 成人） 日程第5 報告第1号 令和6年度一般会計繰越明許費

繰越計算書を議題とします。

議案書は13、14、15ページです。

報告を求めます。

福祉総合支援課長。

○福祉総合支援課長（稲浦 満） 令和6年度明和町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご報告いたします。

3款・民生費、1項・社会福祉費、事業名、物価高騰対応特別給付金事業（低所得世帯支援枠及び不足額給付分）は、繰越明許費7,670万円のうち2,050万円を繰越しさせていただきました。

内容は、各給付金に係る給付金と事業費でございます。繰越額の財源内訳は、全額国からの交付金でございます。

○議長（辻井 成人） 生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 続いて、4款・衛生費、1項・保健衛生費、事業名、塵芥収集車購入は、令和6年度内に執行が完了いたしました。

塵芥収集車の買換えに当たっては、過去実績等から納車までに6月以上かかる見込みであったことから繰越しをお願いをし、これをお認めいただきましたけれども、無事年度内に納車されたため購入費用の支払いが完了しております。

○議長（辻井 成人） 産業振興課長。

○産業振興課長（肥留間 誠） 続きまして、6款・農林水産業費、1項・農業費、緊急自然災害防止対策事業で、繰越金額3,830万円のうち、翌年度繰越額は3,830万円でございます。

財源内訳は全額地方債でございまして、事業箇所は明星、斎宮地内の排水路浚渫工事でございます。

続いて、6款・農林水産業費、1項・農業費、県営排水機場ストックマネジメント事業で、6年度予算でお認めいただいた金額465万円のうち、翌年度繰越額は464万5,200円です。

財源内訳は、地方債が410万円、一般財源が54万5,200円でございまして、事

業箇所は行部、川尻、藤原、八木戸地内の排水機場改修に伴い、県が行う詳細設計業務委託費に対する町負担金となっております。

○議長（辻井 成人） 建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 続きまして、８款・土木費、２項・道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業、令和６年度の予算でお認めいただきました３,１００万円のうち、翌年度繰越しは２,７００万円でございます。

財源内訳は、国県支出金が１,４０３万９,０００円、地方債が１,０３０万円、一般財源が２６６万１,０００円でございます。事業箇所は明星有爾中線と有爾中・有爾中神社線の通学路整備でございます。詳細箇所につきましては、総務産業常任委員会の資料の９－２－１及び９－２－４をご覧ください。

続きまして、８款・土木費、２項・道路橋梁費、道路防災事業、令和６年度予算でお認めいただきました３,８００万円のうち、翌年度繰越しが３,１００万円でございます。

財源内訳は、全て地方債３,１００万円でございます。事業箇所は上野、斎宮、金剛坂地内の舗装修繕、明星駅前道路の改良、明和中央線付近の蓑村地内の道路冠水対策工事を行っております。詳細箇所につきましては、総務産業常任委員会資料９－２－１をご確認ください。

以上です。

○議長（辻井 成人） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） では、議案書の次のページをお願いいたします。

８款・土木費、４項・都市計画費、事業名、都市計画基礎調査業務は、繰越明許費２５０万円と同等額の２５０万円を繰越しさせていただきました。

事業内容は、都市計画基礎調査に係る委託料でございます。

繰越額の財源は、全額一般財源でございます。

○議長（辻井 成人） 生活環境課長。

○生活環境課長（丹合 信隆） 最後の行でございます。

8 款・土木費、5 項・住宅費、事業名、管理不全土地制度予納金は、令和 6 年度内に執行が完了いたしました。管理不全土地管理制度に基づく申立てが年度内に受理されない場合に、予納金の支払いができない可能性があることから繰越しをお願いをしまして、これをお認めいただきましたけれども、無事年度内に申立てが受理され、予納金の支払いが完了しております。

○議長（辻井 成人） 報告が終わりました。

この件は報告事項でありますので、これで報告第 1 号を終わります。

◎報告第 2 号の報告

○議長（辻井 成人） 日程第 6 報告第 2 号 令和 6 年度一般会計継続費繰越計算書を議題とします。

議案書は16、17ページです。

報告を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） それでは、議案書の17ページをご覧ください。

2 款・総務費、1 項・総務管理費、事業名、防災行政無線デジタル化整備事業は、継続費の増額 4 億8,580万円でございます。

令和 6 年度予算計上額は 3 億6,920万円で、前年度からの通次繰越額はありません。令和 6 年度の支出済額は 1 億2,330万円でございまして、こちらは工事に関する前払い金でございます。予算額から支出済額を差し引いた残額は 2 億4,590万円で、同額を翌年度に通次繰越しいたしました。

なお、繰越額の財源内訳は、全額地方債でございます。

○議長（辻井 成人） 小学校区編制推進室長。

○小学校区編制推進室長（中瀬 基司） 続きまして、10款・教育費、1 項・教

育総務費、第1期再編小学校等整備事業は、継続費の総額53億5,000万円でございます。

令和6年度予算計上額は31億2,000万円で、前年度通次繰越額1億2,320万円との計で令和6年度継続費予算現額は32億4,320万円でございます。令和6年度の支出済額はゼロ円でございますので、よって残額は予算現額と同額の32億4,320万円となり、同額を翌年度に通次繰越しをいたしました。

財源内訳は、繰越金が30億953万5,000円、国県支出金が10億6,096万5,000円、地方債が18億7,270万円でございます。

○議長（辻井 成人） 報告が終わりました。

この件は報告事項でありますので、これで報告第2号を終わります。

◎報告第3号の報告

○議長（辻井 成人） 日程第7 報告第3号 令和6年度一般会計事故繰越し繰越計算書を議題とします。

議案書は18、19ページです。

報告を求めます。

副町長。

○副町長（高木 謙治） 議案書の18ページをご覧ください。

令和6年度明和町一般会計事故繰越し計算書をご説明します。

事故繰越しとは、歳出予算のうち、年度内に支出負担行為、すなわち契約等を行ったものについて、予期せぬ事態等により年度内に予算を執行できなかった場合に、翌年度に繰越しして執行する制度でありまして、地方自治法第220条第3項ただし書に規定されておるところです。

昨年度3月議会定例後に、年度内に執行が終わらないことが判明した事案が

あったため、事故繰越しとして処理し、今回ご報告させていただくものです。

次に、議案書の19ページをご覧ください。

繰越計算書です。内容を説明いたします。

8 款・土木費、1 項・都市計画費、事業名、雨水排水基本方針検討業務において、契約を行った支出負担行為額は275万円で、そのうち支出済額はなく、275万円全額を繰越ししました。

財源内訳は、全額一般財源です。

事故繰越しのあった理由は、関係課との協議により大幅な修正作業が必要になり、また、協議日が3月議会後であったため、事故繰越しの処理を行った次第です。

以上で報告を終わります。

○議長（辻井 成人） 報告が終わりました。

この件は報告事項でありますので、これで報告第3号を終わります。

◎報告第4号の報告

○議長（辻井 成人） 日程第8 報告第4号 令和6年度明和町斎宮跡保存事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題とします。

議案書は20、21ページです。

報告を求めます。

斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（森下 純） 令和6年度明和町斎宮跡保存事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご報告いたします。

議案書の21ページでございます。

1 款・総務費、1 項・総務管理費、事業名、歴史的風致維持向上計画推進事

業は、令和6年度予算でお認めいただいた繰越明許費450万円のうち、同額の450万円を繰越しさせていただきました。

内容といたしましては、歴まち計画に基づく都市再生整備事業の工事請負費でございます。繰越額の財源内訳は、国県支出金が166万7,000円、地方債180万円、一般財源が103万3,000円でございます。

○議長（辻井 成人） 報告が終わりました。

この件は報告事項でありますので、これで報告第4号を終わります。

◎報告第5号の報告

○議長（辻井 成人） 日程第9 報告第5号 令和6年度明和町水道事業会計繰越計算書を議題とします。

議案書は22、23ページです。

報告を求めます。

副町長。

○副町長（高木 謙治） 議案書22ページをご覧ください。

令和6年度明和町水道事業会計予算繰越計算書について報告します。

水道事業会計につきまして、地方公営企業法第26条の規定に基づき予算の繰越しを行い、同条第3項の規定に基づき、繰越しを行った次の議会において報告させていただくものです。

次に、議案書23ページをご覧ください。

1款・資本的支出、1項・建設改良費、事業名、老朽管更新工事（1－2工区）は、令和6年度予算額3,000万円のうち、1,860万円を繰越ししました。

内容は、有爾中地区における老朽管更新工事の工事発注時期の平準化を図るべく、分割発注を行うための工事費です。繰越額の財源内訳は、水道事業会計

における損益勘定留保資金が1,860万円です。

以上です。

○議長（辻井 成人） 報告が終わりました。

この件は報告事項でありますので、これで報告第5号を終わります。

◎報告第6号の報告

○議長（辻井 成人） 日程第10 報告6号 令和6年度明和町下水道事業会計繰越計算書を議題とします。

議案書は24、25ページです。

報告を求めます。

副町長。

○副町長（高木 謙治） 議案書24ページをご覧ください。

令和6年度明和町下水道事業会計予算繰越計算書について報告します。

下水道事業会計につきまして、地方公営企業法第26条の規定に基づき予算の繰越しを行い、同条第3項の規定に基づき、繰越しを行った次の議会において報告させていただくものでございます。

議案書25ページ上段より、4款・資本的支出、1項・建設改良費、事業名、宮川流域関連公共下水道事業本舗装復旧工事（明星）は、令和6年度予算2,600万円のうち、1,700万円を繰越ししました。

内容は、舗装工事機械の手配に日数を要したため、工期延長を行うことによる工事請負費です。繰越額の財源内訳は、国庫補助金が400万円、企業債が730万円、下水道事業会計における損益勘定留保資金が570万円です。

次に、2段目、4款・資本的支出、1項・建設改良費、事業名、農業集落排水事業非常通報装置更新工事は、令和6年度予算1億4,600万円を繰越ししま

した。

内容は、令和6年度国の補正予算を活用し、農業集落排水施設の非常通報装置の更新工事をするための工事請負費です。繰越額の財源内訳は、国庫補助金が4,800万円、企業債が9,350万円、下水道事業会計における損益勘定留保資金が450万円です。

次に、3段目、4款・資本的支出、1項・建設改良費、事業名、農業集落排水事業機能強化工事設計業務委託は、令和6年度予算300万円のうち、69万円を繰越ししました。

内容は、令和6年度国の補正予算を活用し、農業集落排水施設の機能強化工事のための委託費です。繰越額の財源内訳は、下水道事業会計における損益勘定留保資金が69万円です。

以上です。

○議長（辻井 成人） 報告が終わりました。

この件は報告事項でありますので、これで報告第6号を終わります。

◎議案第38号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第11 議案第38号 松阪地区広域消防組合規則の変更に関する協議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 下村 由美子 登壇）

○町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第38号 松阪地区広域消防組合規約の変更に関する協議につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、松阪地区広域消防組合同規約第5条第2項及び第3項において、組合議員に係る関係市町ごとの定数、その選挙の方法等を規定するところ、松阪市議会における議員定数の削減を受けて、同規約第5条第2項中の議員定数等の整理を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） それでは、議案第38号 松阪地区広域消防組合同規約の変更に関する協議について、詳細説明を申し上げます。

議案資料は2－1－1、サムネイルは7でございます。

一部事務組合の規約変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、関係市町において協議を要し、係る協議には同報第290条の規定に基づき、関係市町の議会の議決が必要となることから、今回提案させていただくものでございます。

規約変更の理由でございますが、現行の規約では、松阪市から13名、多気町、明和町からは各2名の合計17名で組合員は構成されております。このたび、構成市町の一つであります松阪市議会における議員定数の削減を受けまして、議案資料の2－1－1の新旧対照表にございますとおり、松阪市からの議員を9名といたしまして、組合議員定数を13名に改めます。

附則といたしまして、施行期日は令和7年8月1日と規定するものでございます。

なお、本議決をいただきました後は、松阪市、多気町、明和町の構成市町の市町長により、係る組合同規約変更の協議書の調印の後、三重県知事に変更申請を行い、知事の許可が下りれば規約の変更が認められることとなります。

以上、私からの詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきま

すようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 詳細の説明が終わりました。

質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第38号の質疑を終わります。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第38号 松阪地区広域消防組合規則の変更に関する協議についてを採決します。

議案第38号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 賛成全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第12 議案第39号 松阪地区広域衛生組合規則の変更に関する協議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 下村 由美子 登壇)

○町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第39号 松阪地区広域衛生組合規約の変更に関する協議につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、松阪地区広域衛生組合規約第5条第2項及び第3項において、組合議員に係る関係市町ごとの定数、その選挙の方法等を規定するところ、松阪市議会における議員定数の削減を受けて、同規約第5条第2項中の議員定数等の整理を行うものでございます。よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高木 謙治） 議案第39号 松阪地区広域衛生組合規約の変更に関する協議について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書は28ページです。議案資料の10－2－1、サムネイル25をご覧ください。

変更理由は、現行の規約では、松阪市から13名、多気町、明和町から各2名の計17名で組合議員が構成されているところ、このたび松阪市議会における議員定数の削減を受けて、松阪市からの議員を4名減らし9名とし、組合議員定数を13名に改めるものでございます。

附則といたしまして、施行期日を令和7年8月1日と規定するものです。

なお、本議決をいただいた後、松阪市、多気町、明和町の構成市町の市町長により、係る組合規約変更の協議書の調印を行い、三重県知事に変更申請を行う予定です。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 詳細の説明が終わりました。

質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第39号の質疑を終わります。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第39号 松阪地区広域衛生組合規約の変更に関する協議についてを採決します。

議案第39号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 賛成全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第13 議案第40号 明和町監査委員条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 高木 謙治 登壇)

○副町長（高木 謙治） ただいま上程されました議案第40号 明和町監査委員条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、平成29年6月及び令和5年5月に公布されました地方自治法の一部改正に伴い、監査を行う際の基準等に関することを地方自治法内に規定されている関係法令に変更が生じたことなどにより、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（朝倉 正浩） それでは、議案第40号 明和町監査委員条例の一部を改正する条例について、詳細説明を申し上げます。

平成29年の法改正につきましては、監査委員が監査を行う際の監査基準に関すること、議会選出監査委員の選任を選挙制にすること、議会が決裁を不認定とし町が措置を講じた場合の議会への報告の規定が改められたことなどにより、条例の一部を改正を行います。

また、令和5年5月の法改正につきましては、地方自治法内に規定されている財政健全化の関係法令に修正がなされたことによる条例改正でございます。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（辻井 成人） 詳細の説明が終わりました。

質疑をされる方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第40号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第40号 明和町監査委員条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第40号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはありませんね。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） なしと認めます。

賛成全員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第14 議案第41号 明和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 高木 謙治 登壇)

○副町長（高木 謙治） ただいま上程されました議案第41号 明和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、育児・介護休業法の改正に伴い、妊娠、出産、育児と仕事の両立支

援について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（朝倉 正浩） それでは、議案第41号 明和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、詳細説明を申し上げます。

議会資料の1－3－1から2をご覧くださいと思います。

明和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例ですが、育児・介護休業法が一部改正されたことにより、第18条の2第1項においては、妊娠、出産等の申出を行った職員に対して、第2項においては、3歳に満たない子を養育する職員に対して、仕事と育児の両立支援制度の周知や意向の確認及び必要な配慮を行うことを義務づけるものです。

これにより、この年齢に応じた柔軟な働き方の選択が可能となるよう支援し、職員が仕事と育児を両立できる環境の整備を図るものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 詳細の説明が終わりました。

質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第41号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第41号 明和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第41号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） なしと認めます。

賛成全員です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第15 議案第42号 明和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 高木 謙治 登壇)

○副町長（高木 謙治） ただいま上程されました議案第42号 明和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方公務員の育児休業等の法律の改正に伴い、部分休業について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（朝倉 正浩） それでは、議案第42号 明和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、詳細説明を申し上げます。

議会資料の1－3－3から5をご覧ください。

明和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、第20条において、現行の部分休業が第1号部分休業と位置づけ、第20条の2では、新たに1年に当該相当時間数の範囲内で1日当たりの上限時間数なく部分休業が取得できる第2号部分休業を追加いたします。

その他、関係する引用条例等の整理と改正を併せて行っているものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 詳細の説明が終わりました。

質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第42号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第42号 明和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第42号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) なしと認めます。

賛成全員です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の上程～採決

○議長(辻井 成人) 日程第16 議案第43号 明和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 高木 謙治 登壇)

○副町長(高木 謙治) ただいま上程されました議案第43号 明和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令が公布され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

こども課長。

○こども課長（家城 和司） 議案第43号 明和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

定例会資料は11－3－1から2、サムネイルで申し上げますと35から36が概要で、11－3－3から5が新旧対照表となっております。

まず、資料11－3－1をご覧ください。

1の改正理由といたしましては、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令が公布され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことから、所要の改正を行うものでございます。

2の概要でございますが、（1）引用条項及び字句の整備、（2）保育内容支援に係る連携施設の見直し、（3）保育内容支援連携協力者の定義規定の追加、（4）代替保育に係る連携施設の見直し、（5）代替保育連携協力者に係る定義規定の整備、（6）項の繰下げ、（7）連携施設の確保に係る経過措置の延長でございます。

3の施行期日は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用します。

なお、現在、明和町内にはこの条例に該当する事業所等はありません。

資料の11－3－3から5は新旧対照表となりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 説明が終わりました。

質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第43号の

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第43号 明和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第43号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) なしと認めます。

賛成全員です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の上程～採決

○議長(辻井 成人) 日程第17 議案第44号 明和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 高木 謙治 登壇)

○副町長(高木 謙治) ただいま上程されました議案第44号 明和町家庭的保

育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令が公布され、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

こども課長。

○こども課長（家城 和司） 議案第44号 明和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

定例会資料は11－3－6から7、サムネイルで申し上げますと40から41になります。こちらが概要で、11－3－8から10が新旧対照表となっております。

まず、資料11－3－6、サムネイル40をご覧ください。

1の改正理由といたしましては、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令が公布され、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことから、所要の改正を行うものでございます。

2の概要でございますが、（1）字句及び引用条項の整備、（2）保育内容支援に係る連携施設の見直し、（3）保育内容支援連携協力者の定義規定の追加、（4）代替保育に係る連携施設の見直し、（5）代替保育連携協力者に係る定義規定の整備、（6）項の繰下げ、（7）連携施設の確保に係る経過措置の延長でございます。

3の施行期日は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用します。

なお、現在、明和町内にはこの条例に該当する事業所等はございません。

資料11－3－8から10は新旧対照表ですので、後ほどご確認をお願いいたし

ます。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 説明が終わりました。

質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） される方がないので、これで議案第44号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第44号 明和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第44号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） なしと認めます。

賛成全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第18 議案第45号 明和町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 高木 謙治 登壇）

○副町長（高木 謙治） ただいま上程されました議案第45号 明和町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、農業集落排水使用料の改定に伴い、所要の改正を行うものでございます。

続けて、私のほうから詳細についてご説明申し上げます。

議案書は44ページです。議会資料の10－2－2から10－2－6、サムネイル26から30、新旧対照表をご覧ください。

主な改正点は、資料10－2－3の右側の別表第1のとおり、基本料金1,500円と人数による料金体系、いわゆる人数制となっているものを、資料2－5の左側の別表のとおり、基本使用料1,501.5円と水道使用料に応じた料金体系、いわゆる従量制に変更するものでございます。これは、農業集落排水事業の経営の効率化、健全化を図りつつ、適切な運営を確保していくために料金単価を30%引き上げさせていただくものです。

また、資料2－2の左側の第15条の共同住宅の料金の特例を追加いたしました。

なお、本条例は、令和7年10月1日から施行するものとしませんが、10月請求分につきましては、経過措置として旧従量制料金とし、11月請求分の料金から新しい料金体系を適用したいと考えております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりました。

質疑をされる方はございませんか。

（「な し」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑をされる方がないので、これで議案第45号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

1 番、江議員。

（1 番 江 京子議員 登壇）

○1 番（江 京子） よろしくお願ひします。

議案第45号 明和町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論します。

本条例の改正は、料金の値上げも想定されるものになっています。今、物価や光熱費が上がり続ける中で、今回、下水道料金の基準を見直すこととなれば、住民の負担増も懸念されます。

行政側も下水道協議会を設け、広報、ホームページ、明和町公式LINEなどを使って住民への周知に努めたことは認めるところですが、まだまだ住民の納得を得られるものにはなっていません。

下水道は、住民の清潔で安全な生活環境を守るための基礎インフラであり、さらに、必要な経費の見直し、国、県からの支援の活用など、他の手段を検討すべきです。また、今回ほど行政言葉での周知が住民さんに届かないことを痛感したことはありませんでした。

以上の理由から、住民の負担軽減を求める立場として本議案に反対します。

○議長（辻井 成人） 次に、賛成討論される方はございませんか。

（「な し」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ないので、他に討論される方はございませんか。
田邊議員。

（2 番 田邊 ひとみ議員 登壇）

○2番（田邊 ひとみ） よろしく願いいたします。

ただいま上程されました議案第45号 本条例の改定につきまして、反対の立場で討論を行います。

当初予算の審議のときにも申し上げましたが、下水道は清潔で安全な生活環境を保障するための基礎的インフラです。自治体の責任も当然ありますが、そもそも国が責任を持って整備をし、維持をしていく責任があります。

全国的に下水道事業において多くの課題が出ており、課題解決に対して国が財政支援を拡充し、地方の負担を減らすことが早急に求められます。維持費用を地方自治体や住民に過剰に負担させることのないよう、公的責任を強く求めます。

そして、住民の暮らしを守るため、負担軽減を求める立場といたしまして、本議案に対して反対をいたします。

○議長（辻井 成人） 他に討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第45号 明和町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第45号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） なしと認めます。

賛成多数です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第19 議案第46号 明和町公共下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 高木 謙治 登壇）

○副町長（高木 謙治） ただいま上程されました議案第46号 明和町公共下水道条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、公共下水道使用料の改定に伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、私のほうから詳細について説明をさせていただきます。

議案書は47ページです。議会資料の10－2－7から10－2－10、サムネイル31から34、新旧対照表をご覧ください。

主な改正点は、資料10－2－7の右側の別表1のとおり、基本料金1,500円と人数による料金体系、いわゆる人数制になっているものを、資料10－2－9の左側の別表のとおり、基本使用料1,501.5円と水道使用料に応じた料金体系、いわゆる従量制に変更するものでございます。これは、下水道事業の経営の効率化、健全化を図りつつ、適切な運営を確保していくために料金単価を30%引き上げさせていただくものです。

なお、本条例は、令和7年10月1日から施行するものとしませんが、10月請求分につきましては、経過措置として旧従量制料金とし、11月請求分の料金から新しい料金体系を適用したいと考えております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりました。

質疑をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第46号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

1 番、江議員。

（1 番 江 京子議員 登壇）

○1 番（江 京子） ただいま上程されました議案第46号 明和町公共下水道条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論します。

議案第45号でも述べましたが、本条例の改正も住民の負担増が懸念されるものでございます。

つきましては、さらに必要な経費の見直し、国、県からの支援の活用など、他の手段を検討していただきたいと思います。

以上の理由から、住民の負担軽減を求める立場として本議案に反対します。

○議長（辻井 成人） 次に、賛成討論をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ないので、他に討論される方。

田邊議員。

（2 番 田邊 ひとみ議員 登壇）

○2 番（田邊 ひとみ） ただいま上程をされました議案第46号に対して、反対の立場で討論をいたします。

さきの議案第45号の討論で申し上げましたのと同じ理由でございます。

住民の負担軽減を求める立場として、本議案に反対をいたします。

○議長（辻井 成人） 他に討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第46号 明和町公共下水道条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第46号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） なしと認めます。

賛成多数です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第20 議案第47号 令和7年度教総－12 学校運営費事業小中学校学習用端末購入請負契約を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 下村 由美子 登壇）

○町長（下村 由美子） ただいま上程されました、令和7年度教総－12 学校運営費事業小中学校学習用端末購入請負契約につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、三重県が実施いたしました企画提案コンペにおいて選定された業者と請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に

より、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（西村 正樹） 議案第47号 令和7年度教総－12 学校運営費事業小中学校学習用端末購入請負契約の詳細説明を申し上げます。

議案書の50ページをお願いいたします。サムネイルも同じ50をお願いいたします。

契約の目的は、令和7年度教総－12 学校運営費事業小中学校学習用端末購入でございます。

契約の方法は随意契約でございます。

契約金額は1億701万9,000円、うち、消費税が972万9,000円でございます。

契約の相手方は、三重県松阪市石津町字地藏裏353番地1、株式会社松阪電子計算センター代表取締役社長、瀬野喜久でございます。

内容につきましては、議会資料の15－1－2をお願いいたします。サムネイルは46になります。

現在、学習用に使用しております学習用端末、iPadの更新を目的とし、購入をお願いしております。

業者選定は三重県による共同調達での企画提案コンペにより決定されました。

購入予定の端末はiPad本体と関連アクセサリーのセットで、2,070台でございます。

納期は、令和7年度10月31日までとなっております。

ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（辻井 成人） 詳細の説明が終わりました。

質疑をされる方はございませんか。

（「な し」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで議案第47号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「な し」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第47号 令和7年度教総－12 学校運営費事業小中学校学習用端末購入請負契約を採決します。

議案第47号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「な し」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 賛成全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の上程

○議長（辻井 成人） 日程第21 議案第48号 令和7年度明和町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 下村 由美子 登壇）

○町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第48号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第48号 令和7年度明和町一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算に5億880万円の追加及び地方債の廃止をお願いするものでございます。

歳出の主なものは、総務費のふるさと寄附事業及び民生費の物価高騰対応特別給付金事業でございます。

歳入の主なものは、国庫支出金、繰入金及び繰越金でございます。

地方債の廃止は、国庫補助金の採択により、1件の廃止を行うものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎議案第48号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

予算に関する説明書の11ページ、歳出、第2款・総務費からお願いします。

防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） では、11ページ、12ページをご覧ください。

2款・総務費、1項・総務管理費、7目・災害対策費におきまして、一般財源から国県支出金へ93万円の財源振替をお願いしております。

こちら、後ほど歳入で教育課長から説明がございます、新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）の補助金額2,073万円のうち93万円を、当初予算で計上しておりました避難所用の可搬型非常用電源装置及び避難所用ポータブル蓄電池、ソーラーパネルの購入に充当するものでございます。

○議長（辻井 成人） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 10目・企画費に2億653万9,000円の追加補正をお願いしております。

こちらは、ふるさと寄附事業で、令和6年度以前に受けた寄附で、返礼品の発送が令和7年度以降になっているものに対する経費をふるさと寄附基金に積み立てておりましたので、取り崩して支払うものでございます。

7節・報償費は返礼品代で1億7,035万1,000円、11節・役務費は返礼品の配送料で3,618万8,000円でございます。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 続きまして、13目・地域振興費は790万円の追加でございます。

内訳は、地域振興費、18節・負担金、補助及び交付金におきまして290万円の増額をお願いしております。

こちらはコミュニティ助成に関するもので、内容といたしましては、竹川自治会の空調設備設置とクリーナー購入及び大淀三世古自治会の空調設備設置でございます。

こちらは歳入に同額を計上してございます。

また、その下、交通政策費、12節・委託料におきまして500万円の増額をお願いしております。

こちらは、公共交通の適正化を進める中で生じる可能性のある交通空白を解消するために、国の支援をいただきまして調査に取り組む事業でございます。

この事業は、国の100%補助の交通空白解消緊急対策事業を活用して実施するもので、歳入に同額を計上してございます。

○議長（辻井 成人） 福祉総合支援課長。

○福祉総合支援課長（稲浦 満） 3款・民生費、1項・社会福祉費、1目・社会福祉総務費に1億1,563万4,000円の増額補正をお願いしております。

まず、社会福祉総務費において、18節・負担金、補助及び交付金で、地域医

療連携業務負担金93万5,000円の増額となります。

こちらは、松阪地区医師会、歯科医師会及び薬剤師会の3師会と多気郡町村会とで契約する委託料について増額要望があり、今回、補正で上げさせていただいております。

今年9月の診療分から、福祉医療費助成につきまして、窓口負担の無料化対象年齢を、現行6歳から15歳まで拡大いたします。窓口負担無料化年齢を拡大することにより、医療費の窓口負担額証明書発行作業は減ることとなりますが、一方、窓口負担がなくなることで病院を受診される方が今より増えることが予想されますことから、窓口業務も増えることが考えられております。3師会側としまして、今後も多岐にわたる包括業務で多気郡3町に協力させていただきたいとのことでございまして、今回、増額補正をお願いするものでございます。

次に、福祉医療費助成事業において、11節・委託料で、福祉医療費システム改修委託料118万3,000円の補正をお願いするものです。

こちらは、福祉医療費助成の窓口負担無料化対象年齢の拡大に伴う電算改修となります。

次に、物価高騰対応特別給付金事業（低所得世帯支援枠及び不足額給付分）で、1億1,351万6,000円の補正をお願いするものです。

内訳としまして、1節・報酬151万8,000円及び8節・旅費12万円は、給付金窓口に従事する会計年度任用職員に対する報酬と通勤に要する費用となります。

10節・需用費において、事務用品15万円と封筒などの印刷で5万円を計上してございます。

11節・役務費において、郵送料は返信用を含む通知に要する費用130万円と、受付窓口で使用する電話代2万円及び給付金の振込手数料35万8,000円となります。

18節・負担金、補助及び交付金では、定額減税が引き切れなかった方及び定額減税の恩恵を受けられなかった方、およそ3,000人への給付金1億1,000万円を見込んでございます。

○議長（辻井 成人） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） 続きまして、13ページ、14ページをお願いいたします。

4款・衛生費、1項・保健衛生費、5目・成人保健対策推進費で80万円の増額補正をお願いしております。

内訳は、18節・負担金、補助及び交付金の健康被害救済制度負担金で80万円の増額でございます。令和5年度までの特別臨時接種として行われました新型コロナウイルスワクチン接種で、国の健康被害救済制度に基づき、予防接種被害者手帳を交付されている方が現在2名お見えになり、治療にかかった医療費、医療手当の給付を継続して行っております。このたび、この方々への給付のための予算に不足が生じたため、増額をお願いするものでございます。

なお、この給付に係る費用については、国から全額補填されますので、町の財政負担はございません。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（家城 和司） 次に、6目・母子衛生費で財源振替をお願いしております。

これは、みえ子ども・子育て応援総合補助金につきまして、今年度、おたふくかぜ任意予防接種費用助成事業について、令和7年5月1日付で三重県から補助金の内示があったことから、一般財源から県補助金に財源振替をさせていただきました。なお、補助率は2分の1でございます。

○議長（辻井 成人） 教育課長。

○教育課長（西村 正樹） 10款・教育費、1項・教育総務費、2目・学校運営費、17節・備品購入費において880万円の増額を計上しております。

この増額は、斎宮小学校と明星小学校において、災害時の避難者向け炊き出しに必要な水源を確保するための浄水設備の購入費を計上するものでございます。

新しい地方経済・生活環境創生交付金、地域防災緊急整備型の交付申請にお

いて、炊飯設備の実用性を確保し効果を高めるために、炊き出しに必要な水源を確保する浄水設備を計画に含め、その内容が認められたことから、浄水器及び発電機等の浄水設備の購入を計上しております。

その下の２項・小学校費、１目・小学校費において627万2,000円の補正をお願いしております。

内訳は、小学校施設管理費の14節・工事請負費として460万円を計上しております。

議会資料15－１－１をお願いいたします。サムネイルは45になります。

これは、明星小学校の校内支援センター室において、赤書きでの部分なんですけれども、以前、コンピュータ室として使用しておりました空調機の不調により、取替えを行うものでございます。状況としましては、1993年製の空調機の室外機内のサーモ機器等が故障し、運転が停止する不具合を起こしております。製造から年数が経過しているため交換部品が入手できず、本体全体を交換するものでございます。

次に、小学校運営費の１節・報酬及び３節・職員手当等において106万5,000円の人件費を計上しております。

この金額は、明星小学校の校内支援センターに支援員１名を配置するための補助金が内定したことに基づいて、７月以降の人件費を計上したものでございます。補助率は、国が３分の１、県が３分の１となっております。

なお、４月から６月の校内支援センターでの人件費については、補助金の内定がなされていなかったため、県からの配置等で対応しております。

その下段、小学校教育振興費の17節・備品購入費において40万円の増額をお願いしております。

この増額は、国の理科教育設備整備費補助金を活用し、新小学校で使用する教材を含め、理科や算数の授業で使用する教材を購入するためのものでございます。補助金の交付が決定したことにより、当初予算に加え、合計で91万4,000円の予算額となり、うち、補助対象額が90万8,000円でございます。なお、

補助率は国 2 分の 1 でございます。

次に、2 目・小学校給食費で1,023万円の財源振替を行っております。

これは、斎宮小学校、明星小学校の炊飯器の購入費において、先ほど述べました新しい地方経済・生活環境創生交付金、地方防災緊急整備型の交付決定を受け、一般財源から国県支出金へ財源振替を行うものでございます。

その下の3 項・中学校費、1 目・中学校費で61万9,000円の財源振替を行っております。

これは、中学校に配置しております生活相談員の人件費において、教育支援体制整備補助金の交付決定を受け、一般財源から国県支出金へ財源振替を行うものでございます。

○議長（辻井 成人） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 次に、15ページ、16ページをお願いします。

12款・諸支出金、1 項・基金費、1 目・ふるさと寄附基金費に1 億6,285万5,000円を計上しております。

24節・ふるさと寄附基金への積立金で、令和6年度の寄附額の確定に伴い、令和6年度の積立てが不足していた額を、追加で積立てを行うものでございます。

○議長（辻井 成人） 続きまして、7 ページ、歳入をお願いします。

住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（日置 加奈子） 15款・国庫支出金、1 項・国庫負担金、2 目・衛生費国庫負担金で80万円の増額をお願いしております。

内訳といたしましては、1 節・保健衛生費負担金で80万円の増額を計上しております。これは、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金で、先ほどの歳出、衛生費でご説明をさせていただいた給付のための負担金と同額でございます。100%国庫負担となります。

○議長（辻井 成人） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 2 項・国庫補助金、1 目・総務費国庫補助金、1 節・総務費補助金は 1 億3,924万6,000円を計上しております。

説明欄の 1 つ目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、1 億1,351 万6,000円の追加でございます。歳出で福祉総合支援課長が説明しました、給付金事業に充当するものでございます。

○議長（辻井 成人） 教育課長。

○教育課長（西村 正樹） 1 節・総務費補助金のうち、新しい地方経済・生活環境創生交付金、地方防災緊急整備型として2,073万円を計上しております。

これは、避難所における災害対応力強化事業として、避難所に指定されます小中学校で使用する防災設備購入について、国へ補助申請を行い、交付決定を受けたものでございます。

内容としましては、教育課の当初予算で計上しておりました炊飯設備と大型気化式冷風機の購入、それと、防災安全課から当初予算で計上しておりました避難所用の可搬型非常用電源装置及び避難所用ポータブル蓄電池、ソーラーパネルの購入、そして、今回の補正で計上いたしました浄水設備の購入となり、補助率は 2 分の 1 でございます。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 同じく、1 節・総務費補助金におきまして、地域公共交通確保維持改善事業費補助金として500万円を計上しております。

こちら、先ほど歳出でご説明させていただきました、交通空白解消緊急対策事業に対する国からの補助金でございまして、補助率は100%でございます。

○議長（辻井 成人） 教育課長。

○教育課長（西村 正樹） 6 目・教育費国庫補助金、1 節・教育費補助金として20万4,000円を計上しております。

この金額は、理科教育設備費等補助金であり、歳出で説明いたしました文部科学省の理科教育設備整備事業に関連する理科振興備品の購入に対する補助です。当初予算で計上しております25万円と合わせて、合計45万4,000円の補助

金額となります。補助率は2分の1でございます。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） 16款・県支出金、2項・県補助金、1目・総務費県補助金、1節・総務費補助金に、交通不便地域等移動手段確保総合対策補助金として800万円を計上しております。

こちらは、デマンド交通チョイソコめいひめを自家用有償旅客運送、いわゆる公共ライドシェアとすることによりまして、その制度移行経費及び運行経費に対する三重県からの補助となります。補助率は2分の1でございます。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（家城 和司） 2目・民生費県補助金、2節・児童福祉費補助金、みえ子ども・子育て応援総合補助金で249万4,000円の増額をお願いしております。

この補助金は、令和5年度に創設された三重県の補助事業で、子どもや子育て家庭を支援するため、市町が地域の実情や社会資源に合わせて工夫を凝らして実施する独自事業に対して補助することにより、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目的としております。

今年度、こども課のおたふくかぜ任意予防接種費用助成事業と、教育課の教育支援センター運営事業の2つの事業が採択され、それぞれ県から2分の1の補助を受けるものです。

○議長（辻井 成人） 教育課長。

○教育課長（西村 正樹） 6目・教育費県補助金、1節・教育費補助金に、教育支援体制整備事業費補助金として102万8,000円を計上しております。

歳出において説明いたしました、明星小学校の校内支援センターにおける人件費及び当初予算に計上しておりました中学校の生活指導員の人件費について、国、県からの補助が決定したため、この金額を計上しております。

補助率は3分の2で、国と県それぞれ3分の1となっております。

○議長（辻井 成人） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 19款・繰入金、2項・基金繰入金、5目、1節・ふるさと寄附基金繰入金に2億653万9,000円を計上しております。

これは、歳出で説明したふるさと納税寄附事業に充当するもので、令和6年度以前に受けつけました寄附で、返礼品の発送が令和7年度以降になっているものに対する経費を、ふるさと寄附金に積み立てておりましたので、今回、取崩しをしまして支払いに充てるものでございます。

続きまして、6目、1節・財政調整基金繰入金は426万6,000円の減額でございます。

他の歳入の増額に伴い、財政調整基金から繰入れを減額しております。

続いて、20款、1項、1目、1節・繰越金は1億6,285万5,000円を計上しております。

これは前年度の繰越金でございます。

○議長（辻井 成人） 防災安全課長。

○防災安全課長（荒木 隆伯） では、9ページ、10ページとなります。

21款・諸収入、4項・雑入、2目・雑入、1節・雑入におきまして、コミュニティ助成事業助成金を290万円計上してございます。

こちらは、歳入でもご説明させていただきました、竹川自治会と大淀三世古自治会のコミュニティ助成に関するものでございます。

○議長（辻井 成人） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 22款、1項・町債、4目・教育債、1節・学校教育施設等整備事業債は1,100万円を減額しております。

こちらは、教育課長が説明しました国庫補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金、地域防災型緊急整備型の採択を受けて、補助金を充当するため、充当していた起債を減額するものでございます。

○議長（辻井 成人） 続いて、議案書54ページ、第2表、地方債補正の説明を求めます。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（中井 清央） 地方債補正は、廃止が1件でございます。

内容については、先ほど歳入で説明した内容と同様で、学校施設整備事業債を1,100万円計上しておりましたが、交付金の採択を受けて廃止するものでございます。

一般会計の説明は以上でございます。

○議長（辻井 成人） 以上で議案第48号の詳細の説明を終わります。

本日の審議予定は説明までですので、質疑、討論、採決は、6月20日に行うことにします。

◎散会の宣告

○議長（辻井 成人） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午前 10時 32分）
